『朱子語類』外任篇　譯注（四）

田中謙二

(30)楊通老問。趙守斷人立後事錯了。人無所訴。曰。理却是心之骨。這骨子不端正。少間萬事一齊都差了。① 如一箇印。利得不端正。看印在甚麼所在。千箇萬箇都喎斜。不知人心如何恁地暗昧。這項事其義甚明。這般所在。都是要自用。不肯分委屬官。所以事叢雜處置不暇。胡亂斷去。在法屬官自合每日到官長處共理會事。如有不至者。自有罪。今則屬官雖要來。長官自不要他來。他也只得休。這般法意是多少好。某嘗說。或是作縣。看是狀牒如何煩多。自有箇措置。每聽詞狀。集屬官都來。列位於廳上。看有多少均分之。各自判去。到著到時。亦復如此。若是眼前易事。各自處斷。若有可疑等事。便留在。集衆較量斷去。無有不當。則獄訟如何會壅。此非獨爲長官者省事。而屬官亦各欲自効。兼是如簿尉等初官。使之決獄聽訟得熟。是亦教誨之也。某在漳州。豐憲送下狀如雨。初亦爲隨手斷幾件。後覺多了恐被他壓倒了。於是措置幾隻厨子在廳上。分了頭項。送下訟來。卽與上簿。合索案底。自入一厨。人案已足底。自入一厨。一日集諸同官。各分幾件去定奪。只於廳兩邊設幕位。令逐項敍來歷。末後擬判。俟食時。既就郡厨辦數味飲食。同坐食訖。卽逐人以所定事較量。初間定得幾箇來。自去做文章。都不說着事情。某不免先爲畫② 一樣子云。某官今承受提刑司判下狀係某事。一。甲家於某年某月某日。有甚干照。計幾項。乙家於某年某月某日。有甚干照。計幾項。次第寫令分明。一。甲家如何因甚麼事爭起到官。乙家又③ 如何來解釋互論。甲家又如何供對已前事分明了。一。某年某月某日如何斷。一。某年某月某日。某家於某官番④ 訴。某官又如何斷。以後幾經番訴。並畫一寫出。後面却點對以前所

斷當否。或有未盡情節。擬斷在後。如此了却把來看。中間有擬得是底。並依其所擬斷決。合追人便追人。若不消追人。便只依其所擬回申提刑司去。有擬得未是底。或大事可疑。却合衆商量。如此事都了。並無壅滯。楊通老云。天下事體。固是說道當從原頭理會來。也須是從下面細處理會將上。始得。曰。固是。如做監司只管怕訟多措置不下。然要省狀也不得。若不受詞訟。何以知得守令政事之當否。全在這裏見得。只如入建陽受建陽民戶訟。這個知縣之善惡便見得。如今做守令。其弊百端。豈能盡防。如胥吏沈滯公事。邀求於人。人皆知可惡。無術以防之。要好在嚴立程限。他限日到。自要苦苦邀索不得。若是做守令有可以白干沈滯底事。便是無頭腦。須逐事上簿。逐事要了。始得。某爲守。一日詞訟。一日着到。合是第九日亦詞訟。某却罷了此日詞訟。明日是休日。今日便刷起一旬之事。有未了事。一齊都要了。大抵做官須是令自家常閑。吏胥常忙。方得。若自家被文字來叢了。討頭不見。吏胥便來作弊。做官須是立綱紀。綱紀既立。都自無事。如諸縣發簿曆到州。在法本州點對自有限日。如初間是本州磨筭司便自有十日限。却交過通判。審計司亦有五日限。今到處並不管着限日。或遲延一月。或遲延兩三月。以邀索縣道。直待計囑。滿其所欲。方與呈州。初過磨筭司。使一番錢了。到審計司。又使一番錢。到倅廳發回呈州。呈覆吏人又要錢。某曾作簿知其弊。於南康及漳州。皆用限日。他這般法意甚好。後來一向埋沒了。某每到。卽以法曉諭。定要如此。亦使磨底磨得子細。審底審得子細。有新簿舊簿不同處。便批出理會。初間吏輩以爲無甚緊要。在漳州。押下縣簿。付磨筭司及審計司。限到滿日。却不見到。根究出乃是交點司未將上。卽時決兩吏。後來却每每及限。雖欲邀索。也不敢遷延。縣道知得限嚴。也不被他邀索。如此等事。整頓得幾件。自是省事。此是大綱紀。如某爲守。凡遇支給官員俸給。預先示以期日。到此日。只要一日支盡。更不留未支。這亦防邀索之弊。看百弊之多。只得嚴限以促之。使他大段邀索不得。又曰。某人世爲良宰。云。要緊處有八字。開除民丁。剗割戶稅。世世傳之。又曰。法初立時有多少好意思。後來節次臣寮胡亂申請。皆變壞了。如父母在堂。不許異財。法意最好。今爲父母在不異財。却背地去典賣。後來却昏賴人。以一時之弊變萬世之良法。只是因某人私意申請。法儘有好處。今非獨下之人不畏法。把法做文具事。上自朝廷也只把做文具行

了。皆不期於必行。前夜說上下視法令皆爲閑事。如不許州郡・監司饋送。幾番行下。而州郡・監司亦復如前。但變換名目。多是做忌日去寺中焚香。於是皆有折送。其數不薄。間有甚無廉恥者。本無忌日。乃設爲忌日。焚香以圖饋送者。朝廷詔令。事事都如此無紀綱。人人玩弛。可慮可慮。又曰。只如省部有時行下文字。儘有好處。只是後來付之胥吏之手。都沒收殺。某在漳州。忽行下文字。應諸州用鑄印處。或有缺損磨滅底。並許申上重行改造。此亦有當申者。如合有鑄印處。乃是兵刑錢穀處。如尉有鑄印。亦有管部弓兵。司理主郡刑獄。乃無鑄印。後來申去。又如掉在水中一般。過得幾時。又行文字來。又申去又休了。如今事事如此。省部文字。一付之吏手。一味邀索。百端阻節。如某在紹興。有納助米人。從縣保明到州。州保明到監司。方與申部。忽然部中又行下一文字來。再令保明。某遂與逐一詳細申去。云已從下一一保明訖。未委今來因何再作行移如此。申去休了。後來忽又行下來。云助米人稱進士。未委是何處幾時請到文解。還是鄉貢。如何。仰一一牒問上來。這是叵耐不叵耐。他事事敢如此邀求取索。當初朝廷只許進士助米。所謂進士只是科擧終場人。如何敢恁地說。某當時若便得這省吏在前。卽時便與刺兩行字配將去。然申省去。將謂省官須治此吏。那裏治他。又如奏罷一縣令。卽申請一面差人待闕。候救荒事訖。交割下替。不知下替便來爭上去部裏論。部裏便判罷權官。後來與申去。云。元初差這人。乃是奉聖旨令救荒。盡與備許多在前。及後部中行下。乃前列聖旨了。後乃仍舊自云。合還下替交割職事。直是恁地胡亂行移。略不知有聖旨。那個權官見代者來得恁地急。不能與爭。自去了。賀孫

校注：1了誤作人。　2畫朝鮮本誤作書。　3又字無。　4番作翻、下同。　5令誤作今。　6不知下替四字抄本誤脫、以刊本補。

楊通老（楫）がたずねた、「趙太守はある人の後嗣ぎ事件でまちがった裁きをされ、その人は泣き寢入りになっております。」

（先生が）いわれた、「理は心の骨骼だ。この骨骼がしゃんとしてないと、やがて何もかももろともに狂って來る。たとえば、はんこは彫り方がきちんとしてないと、どんなところに押したって、千も萬もがみなゆがむようなものさ。人の心ってなぜこんなにいい加減なんだろね。あの事件

はすじがとてもはっきりしてるんだがな。こんな場所で、なにもかも自分でやろうとして、屬官に分擔させまいとするものだから、しごとがごたごた集中して、始末するゆとりがなく、でたらめの判決を下すのだ。法規では、ちゃんと屬官は毎日長官のところへ來て、いっしょにしごとを處理することになっている。もし來ないものがあれば、そのことが問題になるのだ。この節じゃ、屬官は來たくっても、長官のほうで來させまいとするから、そのままですませるほかない。こういう法規の主旨は實にいいんだがね。わたしはかつていったことがある——もし知縣をやる場合、受けたり出したりする文書がどんなにうんざりするほどあっても、それはそれで處置する方法がある。訴狀を受けるごとに、屬官をぜんぶ集めて正廳に列らばせ、どれだけあろうと均分して、めいめいに裁定させる。裁定の結果が出せた時もやはりそうする。もしも卽座にわけなく始末できる事件は、めいめいが處斷し、問題のある事件の場合は殘しておいて、みなを集めて談合のもとに決裁してゆく。そうすれば、すべてがまちがいなくやれて、訴訟事件が澁滯するなんてことがあろうか。このやり方でゆけば、長官たるものの手が省けるだけでなく、屬官たちもめいめいが精を出す。それに、たとえば主簿とか縣尉などのかけだしのものに、訴訟事件の處理を習熟させ、その連中の敎育にもなるのだ。わたしが漳州にいたころ、豐提點刑獄から事件の文書が雨あられと屆けられて來た。はじめはわたしも手當たり次第に何件か裁いたが、後にはどうもこれじゃ多くて押しつぶされやしまいかという氣がした。そこで正廳に幾つかのロッカーをしつらえて項目別にし、訴訟事件が送られて來ると、すぐ帳簿に記載し、事件記錄のいるものは、その項目のロッカーに入れ、證人や事件記錄のそろっているものは、その項目のロッカーに入れる。（そして）いつかの日に關係官らを集めて、それぞれ數件ずつ分けて決裁させる。すぐこの正廳の兩側のところに、カーテンじきりの席をしつらえ、一件一件、事件の經過を述べさせて、最後のところに判決案を書かせる。食事時になって、あらかじめ郡の炊事場（まかない）でいく品かの食事を用意しておいたのを、みなが同席して食べおわると、すぐ一人一人について擬定させてあった事件を相談するのだ。はじめのころ、何件か最終決定を下して、めいめいに文章を作らせた

ところ、だれもかれも事件の説明がうまく書けない。そこで、やむなくわたしがまず一つサンプルを提供してやった——

某官ガ今承受シタル提刑司ヨリ判下セル狀ハ某事件ニ係ル。

一、甲家ハ某年某月某日ニ於テ何ナニノ干照アリ、計何項。乙家ハ某年某月某日ニ於テ何ナニノ干照アリ、計何項。

というぐあいに、順を追って明確に書かせる。

一、甲家ハ、如何なる次第で、何が原因となり、爭イガ起キテ、官ニ到リシヤ。乙家ハマタ如何なる次第で解釋シ互イニ論ゼシヤ。甲家ハマタ如何ように供對シテ、以前の事があきらかになったか。

一、某年某月某日、いかに判決セシヤ。

一、某年某月某日、某家ハ某官ニ於テ番訴シ（再審申請）、某官ハマタいかに斷ゼシヤ。

その後、何回再審を申請したか、すべて同じ様式で文書にし、あとのところにこれまでの判決の當否を照合點檢して、もし調査不十分の事情があれば、おわりのところに判決案を書く。

そういう書類ができると、それ（かれらの擬定した文案）を讀み、その中で擬定した判決案に正しいものがあれば、すべて擬定したとおりに判決するし、人を召喚するべき場合は召喚し、召喚の必要がなければ、擬定したとおりそのまま提刑司に回申する。擬定がまちがっているもの、もしくは問題のある大事件の場合は、全員で相談する。こんなふうにやれば、すべてがかたづいて、すこしも澁滯することはない。」

楊通老がいった、「天下の事は、むろんその根源のところから明らかにするべきだといわれています。やはり下の細かな點から上の方へ明らかにしてゆかねばいけませんね。」

（先生が）いわれた、「むろんそうだ。たとえば、監司ともあろうものが、訴訟事件が多くて裁きかねるんじゃないかと氣にしてばかりいるが、訴訟事件を省こうたってできん相談だ。もし訴訟を受付けなければ、州・縣知事の司政の當否はどうしてわかる。みなこの點でわかるんだよ。たとえば、建陽の地に入れば建陽の民戸の訴訟を受付け、そこの知縣のよしあしがそれでわかる。この節の守・令

（州縣の知事）と來たら、惡事不正はさまざまにわたり、とても皆まで防げるものでない。たとえば、胥吏はおおやけごとを澁滯させて、人からわいろを請求する。誰もが憎いやつと知りながら、それを防ぐすべがない。よくしようなら、期限を嚴しく設けることだ。やつらの期日が來れば、しぜんやいのやいのわいろを請求することもならぬ。もし州・縣の知事たるものに、いたずらに澁滯してよい事件があるなら、そいつは途方もないやつだ。一件一件帳簿に記載したのを一件一件しまつするのでなけりゃいかん。わたしが太守だったころ、その日の訴訟はその日のうちにかたづけた。九日めも訴訟を扱うべきだが、わたしは、この日は訴訟を扱うことを止めにした。あくる日が休日だから、きょう（この日）中に旬間の事件を總ざらえして、未決裁のものがあれば、一齊に決裁するようにした。だいたい官人たるものは、自分の手をいつも空かせ、胥吏どもをいつも忙しくさせておかんといけない。もしも自分に書類が集中して、なにから手をつけていいかわからぬという狀態では、胥吏どもは惡事をはたらくものだ。官人たるものは、かならず綱紀をしっかりつけておかなければならぬ。綱紀をしっかりつけておけば、すべてが支障なくゆく。たとえば、方々の縣廳からおくり出す簿曆が州にやって來るとする。法規上、その州で點檢照合するにも、ちゃんと期限がある。たとえば、初めのころはその州の勘定係りには十日の期限があり、それから通判に交付する會計檢査係りにも五日の期限があった。この節じゃどこもかも、期限なんかてんでおかまいなく、一月遲らせたり二、三ヵ月遲らせたりして、縣からわいろを取る。いろいろ賴みこんでやつの望みをかなえてやり、そこでやっとこさ上呈してもらう。まずはじめに勘定係りを通すのに一ど金を使い、會計檢査係りへ來て、もう一ど金を使う。通判の役所へ來てそこから送り出して州へ回呈する。（その際に）胥吏に答申するのにまた金を取られる。わたしは主簿の經驗があり、かれらの不正を知っている。南康でも漳州でもみな期日を使った。こういう法規の主旨はとてもいいのに、その後ずっと埋もれてしまっている。わたしはどこでも赴任するとすぐ、法規を周知させて、必らず守るよういっておき、（期限を設けたからといっていい加減ではこまる）やはり勘定するものにはめん密に勘定させ、檢査するものにもめん密

に検査させるようにした。新舊の帳簿でくい違った點があれば、チェックして注意するようにさせた。はじめ胥吏どもは、別に大したこともあるまいと考えていた。漳州にいたころのことだが、縣の簿曆が送られて來たのを、勘定係りと検査係りにまわしたのが、期限いっぱいになっても持って來ん。追究したところが、點検交付係りが上に提出しておらんのだ。卽刻、ふたりの胥吏を處分した。その後はいつも期限に間に合わせた。わいろを取りたくても、期限を引きのばすわけにゆかず、縣でも期限の嚴しいことを知ってるものだから、やつらにわいろを取られずにすんだ。こういったことを、幾つかきちんとしておけば、しぜんと手間が省ける。これが大綱紀というものだ。

わたしが太守をしていた時など、官員の俸給が支給される際は、あらかじめ期日を示しておき、その日が來ると、一日でぜんぶ支給するようにさせ、未支給分を少しも殘さなかった。これもわいろを取る弊害を防いだ。いくらあの手この手の不正のかずかずがあっても、期限を嚴重にして催きたてれば、結果は大體わいろが取れぬものなんだ。」

またいわれた、「世に良宰のほまれある、ある人がいったことばに、『だいじな點として、〝民丁ヲ開除シ、戶稅ヲ剗割セヨ〟という八字があり、代々いい傳えとしています』とね。」

またいわれた、「法規（制度）がはじめて作られるときは、ずいぶん好い意味をもっていたもんだがなぁ。後になって、だんだんと官僚どもがでたらめな申請をして、みな惡くしちまうのだ。たとえば〝父母堂ニ在レバ、財ヲ異ツヲ許サズ〟というのなんか、法の主旨はこよなく結構だ。いま、人たるもの、父母の在世中に財產分けをせぬことになっているのに、こっそり質に入れたり賣ったりして、あとで人をだますようなことをする。一時の弊害のために萬世の良法を變えてしまうのは、ほかならぬある男が個人のきもちで申請するからであって、法規にはなかなか好い點があるのだ。この節じゃ、下のものが法規を畏れないで形式視するばかりでなく、上は朝廷からしてそれをただ形式的なものとして施行するようになり、だれもかれもかならず實施するなんてことを期待していない。先晚も話したように、上下のものがみな法令をどうでもいい事と見なしている。たとえば、州・郡や監司のつけとどけ（食事や金錢）を

許さずというのは、なんどか通達があったのに、州・郡や監司はあいかわらずだ。ただ名目を變えるだけで、たいてい忌日の行事として寺へ燒香に行き、するとみなから贈り物が出る。その數量がばかにならんのだ。時にはおそろしく破廉恥のやつがいる。もともと忌日がないのに忌日をこさえ、お參りしてつけとどけをねらうというやつだ。朝廷のお布令は、なにかにつけてこのように綱紀がなく、だれもかれもばかにしてルーズだ。まったく心配なことだよ。」

またいわれた、「たとえば省・部（本廳）から通達される文書には、なかなかためになる點がある。ただそれが後ほど胥吏の手にわたると、みな始末がわるくなる。わたしが漳州にいたころ、ふいに通達された文書に、『應ユル諸州ノ鑄（造）印ヲ用イル處、或シ缺損、磨滅セシモノ有レバ、並ベテ申上シテ重行メテ改造スルコトヲ許ス』とあり、ここ漳州でも申請するべきものがあった。鑄造印をもつべきところといえば、それは兵刑・錢穀關係のところだ。たとえば縣尉に鑄造印があるのも、管轄する弓兵がいるからだ。司理は郡の刑獄を掌るのに鑄造印がなかったものだから、後ほど申請してやったところ、例によって水の中に落っことしたみたいだ。それからずいぶん經って、また文書が通達された。もう一ど申請してやったところ、またしてもそれきりだ。ただいまじゃなにかにつけてこのとおりさ。省・部の文書も胥吏の手にわたったが最後、ただもうわいろを請求して、手をかえ品かえて邪魔をする。たとえば、わたしが紹興にいたころなど、進士號をもらうため助米を上納する人がいた。縣が身許を保證して州にとどけ、州が保證して監司にとどけ、そこでやっと部（本廳、吏部であろう）に申請してくれる。とつぜん、部からまた一通の文書が通達されて來て、もう一ど身許保證をしろという。わたしはそこで逐一詳細に申請して、『已ニ下ヨリ一一保明シ訖リタリ。未ダ委ラズ今來何ニ因リテ再ビ行移ヲ作セルコト此ノ如キナルヲ』（すでに下級官廳から一一保證の手續きをすませてありますのに、このたび何ゆえ再びかかる通達を寄こされたのでしょうか）といってやった。申請してやったのがそのままで、その後またとつぜん通達があり、『助米ノ人、進士ヲ稱ルモ、未ダ委ラズ、コレ何處ニテ幾時、文解ヲ請到ラレシヤ、還是モ鄉貢ナリヤ、如何。仰セテ一一牒問シテ上來サレヨ。』（助米の人は進士號を名のって

いるが、どこでいつ進士の證明書を受けられたのか、それとも鄉貢の進士なのか、いかが。一一牒文をもって本人に問い報告されたし)。まったく癪にさわるのさわらんの。やつらはなにかにつけてこのようにぬけぬけとわいろを請求しおる。そのかみのこと、朝廷では進士助米のことをさし許された。やつがいう進士は科擧の最終段階をパスしたもののことだ。よくもこんなことがいえたもんだ。わたしはその時、もしもこの省吏が眼の前におったら、すぐにも二行の入れ墨をして流しものにしてくれたんだが。(腹は立つことは立ったが)でも本省に申請してやった。本省の官がきっとこの胥吏を處罰すると思いきや、處罰なんかするもんか。

また、(かつて)上奏してひとりの縣令を罷免したときなど、すぐさま、一方で缺員待機の人を任命し、飢饉救濟のしごとがすんでから(正式の)交替者に引繼ぐよう、申請しておいたところ、交替者がたちまち異議をとなえて、部に行って問題にしたので、部では判定を下して(現に飢饉救濟のしごとをしている)臨時官を罷免した。後でわざわざいってやった、『もともとこの人を任命されたのは、ちゃんと聖旨をいただいて飢饉救濟にあたらせたのであり、いろいろの資料はすべて前に書いてあります』とね。その後、部から通達があって、前の部分に聖旨を列記し、後の部分にはあいかわらず交替者をもどらせて職務を引渡すべきだと書いてある。まことにもってでたらめ至極な通達で、聖旨が出ているのをてんで知らないのだ。臨時官のほうは代人の來るのがこんなに急だったので、異議をとなえることができず、そのままやめて行った。」　楊道夫

〔楊通老〕楊楫。通老はそのあざな、悅堂と號する。福建省長溪縣(いまの霞浦)の人。朱子の高弟、卷一二〇、訓門人にも見える。官歷は司農寺簿・國子博士・知安溪・湖南提刑・江西運判。黃榦の「楊恭老敦義堂記」によれば、かれと共に朱子に師事すること二十年にわたるといい、また十歲年長であったという。もしそれを文字どおりにとれば、生年は一一四二年となる(『宋元學案』六十九)。また『朱子年譜考異』に洪本年譜を引いていう、「楊楫跋云。慶元乙卯(元年、一一九五)楫侍先生於考亭精舍。云々」

〔趙守〕趙姓の太守、未詳。

〔骨子〕骨（俗語）。

〔差〕くい違う。まちがう。

〔看……甚麼……〕語類に特有の語法、「看」の下文に疑問形式が來れば、「儘管」または「不管」の意。下文にも「看是……如何……」「看有多少……」が見える。

〔喎斜〕ゆがむ。『通俗文』に「斜戾を喎（音 gua）という」とある。また喎乖（雙聲語）ともいう。

〔這般所在〕「こんな場所」とは、州のような大きな役所ということか。

〔叢雜〕ごたごた集まる。

〔理會〕この條における「理會」は處理する・扱うなどの意。現代語で「かまいつける」意に用いるのに近い。

〔只得休〕只得は「するほかない」「やむなく……する」（現代語と同じ）。「休」はそのままですます。現代語の「罷了」にあたる。

〔多少〕いかばかり。現代語の「多麼」。

〔或是〕假定法にちかい。現代語でも「倘或」ということがある。

〔狀牒〕狀は詞狀・申狀など、下からさし出される文書。牒はがんらい對等關係間の通達。

〔判〕判決文。書きかたに一定の形式がある。

〔著到〕處理がすむことか、あるいは處理した結果が到着することか、よくわからぬ。

〔眼前〕眼のまえですぐ。目前・目下に類似する語であろう。

〔較量〕相談する。

〔會壅〕輻輳する。

〔兼是〕そのうえ、加うるに。

〔簿尉〕主簿（縣の庶務部長）・縣尉（同じく警察署長）。官人コースの初期に任命される職。

〔覺多了云々〕俗文學でしばしば見られるように、覺は較の音通（giao）であるかもしれない。とすれば、より多くなってはの意。

〔厨子〕觀音びらきの戸棚、ロッカーにあたる。

〔頭項〕事項、項目。

〔卽與上簿〕與は現代語の「給」にあたる助字で、何か

に（ここは帳簿に）プラスする意をもつ動詞なら、前後に付してひろく用いられる。

〔索案底〕「案」は事件の經過を示す記錄。「索」はもとめる。

〔人案已足底〕人は〝一干人〟。犯人・證人をはじめ事件關係者のすべてをいう。

〔定奪〕決定する（俗語）。雙聲語。

〔末後〕最後に。（文書の）末尾に。

〔擬判〕判決の案文を書く。

〔畫樣子〕「樣子」はひな型・見本。

〔說着〕うまくいう。着は zhao と發音するべきか。

〔干照〕干碍照會（關係方面に照會問合わせる）の略か。『元典章』にも「干照文字」がみえる。

〔解釋〕辯明する、釋明する（現代語も同じ）。

〔供對〕訴訟事件で事件當事者同志が面とむきあって供述すること。

〔番訴〕上訴して再審を申請する。「翻訴」にも作る。

〔點對〕點檢照合する。(1)條にもみえる。

〔把來〕それをば。文言の「以」にあたる。

〔斷決〕判決をあたえる。「斷罪決遣」。

〔追人〕「追」は追勾。召喚すること。吏牘語では、あとからする處置にはすべて「追」字を用いる。

〔事都了〕「了」は了結、助字ではない。

〔說道〕……といわれている。

〔原頭〕根本・原因。事の起こり。

〔須……始得〕……しなければだめだ。語類に慣用の句法。

〔理會將上〕「將」は現代語の經過を示す過（＋去・來）にあたる。上のほうへ處置してゆく。

〔監司〕路の四長官。(15)條注參照。

〔措置不下〕處置しかねる。

〔然……也…〕然は雖に同じ（俗語）。雖然ともいう。

〔見得〕わかる。

〔只如〕且如に同じ。たとえば。

〔建陽〕福建省建寧府管下の縣、朱子の寓居地。朱子は譬喩を用いるときに、しばしば地名をもち出す。それによってかれのその時の居住地がわかるわけである。

〔邀求〕要求、邀索に同じ。わいろをとる。

〔要好〕好くしようとする。あるいは、二字で大事な點を意味するかもしれない。

〔苦苦〕やっきとなって。

〔白干〕むなしく。徒に同じ。「白乾」にも作る。

〔無頭腦〕支離滅裂なこと。語類卷一三六「李白見永王璘反。便從臾之。文人之沒頭腦乃爾。」（李白は永王璘の謀反を知るとたちまちかれに追從した。文學者のだらしなさはこのとおりだ）。

〔一日詞訴。一日着到〕上下の「一日」は呼應する。「着到」は上文にも見える。

〔合是〕規定乃至道理では……あるべし。

〔刷起〕刷は（書類・事件を）總あらためする。「刷卷」の刷、二音節化すれば抄刷（㉑條參照）。

〔第九日云々〕「旬休」という語があるように、十・二十・三十日が公休日である。

〔討頭不見〕手がかりがつかめぬ。「頭」は「頭緒」、「討不見」はもとめられない。

〔簿曆〕日日の事件を記載した帳簿。

〔磨筭司〕審計司・交點司などとともに、みな正式の呼稱でないらしい。磨筭司は勘定方であろう。

〔却交過通判〕「却」は却後（それからの意）。「交過」はわたす、回付する。

〔審計司〕會計檢査係り。

〔縣道〕縣をいう。縣當局といった語。

〔計囑〕吏牘語で『元典章』にもみえる。計較囑付の意か、賴みこむこと。

〔直待……方…〕「……するまでは……絕對にしない」意。

〔倅聽〕「倅」は通判の俗稱（⑴條に既出）。

〔呈覆〕上級の指令にこたえて報告すること（吏牘語）。

〔某曾作簿〕朱子はかつて同安縣の主簿をふり出しに官途についた（「同安主簿」の項參照）。

〔一向〕語類では「ひたすら」「いちずに」の意に使用され、時間的用法（「かねて」の意）はない。

〔新簿・舊簿〕「簿」は三年ごとに作りなおす原帳簿をいうか。主簿をさすのではあるまい。

〔批出〕チェックする。

〔初間……後來〕の呼應に注意されたい。

〔押下〕押は護送する意。
〔決〕處分する。「斷決」「決遣」の決。
〔看百弊之多〕下文が疑問形式ではないが、この「看」も「儘管」の意に解すべきであろう。
〔大段〕大いに。宋元期の俗語、語類に習用される。
〔開除民丁。剗割戶稅〕「開除」は分離すること、「剗割」は未詳。剗は削る意だから、やはり分割することであろうか。要するに、二句は丁男を戶籍別あつかいにして、戶稅の增收をはかることであろう。
〔節次〕だんだんと、次第に。
〔變壞〕改惡する。「壞」は俗語では「好」の反對語である。
〔父母在堂云々〕(29)條を參照。
〔爲人〕「爲」は平聲、「人間たるもの」。去聲に讀み誤らぬよう注意。
〔背地〕ひそかに。「背地裏」ともいう。
〔典賣〕物件を抵當に金を借りたり、賣りわたす。
〔昏賴〕人の眼をごまかす、インチキをやる。
〔做文具事〕形式視する（(19)條注參照）。
〔饋送〕飲食物をおくる、饗應する。
〔做忌日〕「忌日」は先帝などの命日。「做」はその行事をする。「做法事」などの做と同じ。
〔折送〕(16)條注參照。
〔省部〕中書省と六部、すなわち中央政廳。
〔儘〕なかなか。とても。
〔沒收殺〕始末がわるい。「沒合殺」ともいう（(23)條注參照）。ともに語類に習用される。
〔行下文字〕行は行移、通達すること。「文字」は文書。
〔應諸州用鑄印處〕「應」はすべての・あらゆる意。吏牘語。
〔重行〕かさねて。吏牘文では副詞＋行の語が常用される。(31)條にも「盡行」がみえる。
〔兵刑錢穀處〕兵刑は軍事警察乃至刑獄關係、錢穀は財政賦稅關係の事務をいう。
〔弓兵〕弓手ともいう。捕り手乃至巡査にあたる。
〔司理〕司理參軍。司法參軍・司戶參軍などとともに州の屬官。
〔如掉在水中一般〕「如……一般」は現代語の「好像…

似的」に同じ。

〔一味〕一ずに、ひたすら（現代語も同じ）。

〔阻節〕じゃまする。「節」は截にも作る。

〔助米〕災害救濟米を提供して見返りの恩惠特典をうけることであろう。この場合は中央の科擧、省試の受驗資格を與えられるわけである。

〔保明〕身分保證する。

〔方與申部〕與は「してくれる」「してやる」。下文にも三見する。

〔今來〕いま。

〔行移〕文書を送達する。嚴密にいえば「行」は上司から下司へ、「移」は同格關係の場合に用いられる。

〔文解〕證明書。

〔未委是……還是……〕「還是」はそれともの意、現代語も同じ。

〔鄉貢〕いわゆる鄉貢の進士、すなわち地方試（解試など）をパスした進士試驗の受驗資格者をいう。

〔仰〕上より申しつける場合に用いる吏牘語、仰せつける意。

〔牒問上來〕「牒問」は牒文を出して問う。「牒」は同格關係の通達に用いる文書形式。「上來」は「牒問」に直接つづかず「上申せよ」の意であろう。

〔叵耐不叵耐〕いやうんざりするのしないの。形容語の肯定形と否定形をならべる表現は、邦語のそれとまったく同じ感歎の口吻を示す。疑問形式が感歎に轉用されるおもしろい表現である。

〔邀求取索〕つまり既出の「邀索」。わいろを取る。

〔若便〕もしも。この表現は後世ではあまり見ないが、「元典章」では習用されている。

〔刺兩行字配將去〕「刺字」は罪人として眉間に入れ墨すること。「配」は配役・配流、流刑に處すること。「將去」は經過を示す語助。

〔將謂〕……だと思うていたら。劉淇『助字辨略』にいう、「疑辭。猶今云只道是也。」現代語では「以爲」を用いる。

〔一面〕かたわら、一方で（現代語と同じ）。ここでは、縣令を罷免處分にするとともに、以下の處置をもとっておく。

〔差人待闕〕「待闕」はポストの空くのを待機すること。下文からみれば、「人ノ待闕セルヲ差シ」と讀むべきであろう。

〔交割〕（任務を）引きわたす。雙聲語（giao-ge）。

〔下替〕交替者をいう。

〔不知〕ここの用法は「不料」（はからずも）に同じか。

〔爭上去〕おかみに異議を申し立ててゆく。

〔權官〕資格のないものを一時的に任用した場合にいう。

〔在前〕文書の前の部分をさす。ただし吏牘では「在前」を以前の意にも用いる。

〔及後〕のちに。

〔還〕呼びもどすことか。

〔直是〕現代語の「簡直是」、まったくもって。

〔胡亂〕でたらめ。

(31)頃常欲因奏對言一事而忘之。諸州軍兵衣絹。或非所有。則以上供錢對易於出產州軍。最爲煩擾。如漳州舊與信・處二州對易。每歲本州爲兩州抱認上供錢若干。盡數解納。而兩州絹絕不來。太守歲遣書饋懇請。恬不爲意。或得三分之一。間發到一半極矣。然絹紕薄而價高。常致軍人怨詈。傅景仁初解漳州。以支散衣絹不好。爲軍人喊噪。不得已以錢貼支。始得無事。歲以爲苦。興化取之台州。更是回遠。此事最不難理會。而無一人肯言之者。不知何故。既知漳不出絹。信州・處州有之。何不令兩州以所合發納上供錢。輸①絹左藏。只令漳州以錢散軍人。豈不兩便。軍人皆願得錢。不願得絹。蓋今絹價每疋三千省。而請錢則得五千省故也。此亦當初立法委曲勞複之過。改之何妨。　僩

校注：1輸誤作輪、以刊本訂。

つねひごろ、天子に言上するおりに申しあげたいと思いながら、忘れていることが一つある――州・軍の兵隊たちの衣料絹だが、もし（その州・軍に）手もちがない場合は、上供錢を使って生產州・軍と對價交換するのだが、これくらいめんどうなことはない。漳州の場合など、むかしから信・處二州と對價交換しており、毎年毎年この州では上供錢のなにがしかを二州に肩代りしてうけもち、全額をきっちり送納するが、二州の絹はさっぱりやって來ん。太守は年々書面やら贈り物やらをとどけて懇請するが、恬（てん）と

して意に介しないのだ。どうかすると三分の一が手に入るか、たまさか半分も送られて來ればちょうじょう。ところがその絹があらくて薄っぺら、しかも値が高いので、いつも兵隊たちの悪口不滿のたねになる。傅景仁（傅伯壽）が漳州知事を解任されたばかりのとき、支給された衣料絹がわるくて、兵隊たちが騒いだので、やむをえず現金を代替支給し、やっと事なくすんだ。年々それが頭痛のたねなんだ。興化軍は台州からもらうから、もっと（漳州の場合より）廻り道だ。これぐらい困らずに處置できないことはないのに、だれも言おうとするものがないのは、どういうわけかなぁ。漳州では絹がとれず、信州・處州でとれることがわかっているのなら、二州には送納すべき上供錢分の絹を左藏庫に送らせ、漳州では現金を兵隊たちに支給するようになぜさせないのだろう。そうすりゃ雙方好つごうじゃないか。兵隊たちはみな現金をもらいたがっており、絹はほしくないのだ。だっていま、絹の價格は毎疋三千省錢で、現金を受ける場合は五千省錢がもらえるのだからね。これも當初の制度を立てたときに、手のこんだめんどうなことをしたのが間違いで、改正したってかまうもんかね。

沈僩

〔頃常〕平生、ふだん。

〔奏對〕天子への奏上乃至ご下問に答えること。

〔衣絹〕春秋の二季に軍人に賜わる衣料絹。すなわち(10)條にみえる「二季衣賜之物」（その注參照）。

〔上供錢〕賦税のうち、中央政府へ供納する錢。

〔對易〕對價取引する。

〔出産〕産出・生産する。

〔信・處二州〕信州は江西省（上饒）、處州は浙江省（麗水）にある州名。

〔抱認〕（自州の）責任額と認める。肩がわりして負擔する。抱は包にもつくる（包納・包辦の包）。現代語でも「請負う」意に用いる。

〔本州〕「本」はすべて「その・當該の」の意。すなわち、ここでは漳州をさす。

〔書饋〕書面を送ったりつけとどけすること。

〔紕薄〕ふしがあって薄い。俗語らしい。

〔傅景仁〕景仁は傅伯壽のあざな。泉州晉江の人、乾道

八年（一一七二）の進士。知道州・知漳州などを經て直煥章閣・浙西提點刑獄となる。その後韓侂胄に追從して禮部尚書に至った。朱子にはかつて弟子の禮を執りながら、朱子が中央へ推擧してくれぬのをうらみとした。のち建寧府知事就任中に朱子が死去したとき、黨禁のゆえにそのことを上聞せず、代人を朱家にさしむけて弔慰金をとどけさせたところ、朱家ではこれを辭退したというエピソードもある（『宋史翼』四〇、姦臣傳）。

〔解〕この解は解任をいう。傅景仁は紹熙初（一一九〇）に知漳州から直煥章閣に轉じた。

〔貼支〕代替支給する。「貼」はつねにピンチヒッターの役わりを意味する。

〔興化取之台州〕興化は福建省沿海地區にある興化軍（興安）、台州は浙江省の中南部にあるから、かなり隔絶している。

〔回遠〕まわり遠い。輸送經路についていうのである。

〔左藏〕錢帛・金銀を貯藏する中央政府の倉庫。

〔每疋〕疋（匹）は二端、一端は二丈。

〔三千省〕省は省錢。貨幣など表記の額面が何パーセントか割引きされるもの（その割引率は時によって異同がある）、割引かれぬものを足錢という。

〔委曲勞複〕複雜でめんどうくさいこと。

(32)本州鬻鹽。最爲毒民之横賦。屢經旨罷。而復屢起。先生至。石丈屢言其利害曲折。先生卽散榜。先罷①其瀕海十一鋪。其餘諸鋪。擬俟經界正賦既定。然後悉除之。至是諸鋪解到②鹽錢。諸庫皆充塞。先生曰。某而今方見得鹽錢底裏。與郡中歲計無預。前後官都被某見過。無不巧作名色支破者。古者山澤之利與民共之。今都占了。是何理也。合盡行除罷。而行迫無及矣。　淳

校注：1其字無。2到原空一格、以刊本補。

この州（漳州）で鹽を賣ることが、なによりも民を毒する不當財源になっている。たびたび勅命による廢止の沙汰があったが、そのつど復活している。先生が着任されて、石どのがたびたびそれの利害の詳細を申しあげたところ、先生はさっそく掲示を方々に出されて、まず瀕海地區の十一の賣捌處を廢止し、のこりの賣捌處は、經界法による正當な賦稅が決定したうえで、ぜんぶ取除くつもりをされて

いた。すると賣捌處から送られて來た鹽錢で、どこの倉庫もいっぱいになった。

先生がいわれた、「わたしは今はじめて鹽錢の內幕がわかったよ。郡の歲費とは關係ないんだね。前後の官人はみなわたしに落ち度を見られているから、だれもかも上手に名目を作って使いこんでいる。むかしは、山澤の利は民と共有するものだった。今じゃぜんぶぶん取ってしまう、なんというむちゃなことだろ。ぜんぶ廢除するべきだったが、出發が迫っていて間に合わなんだ。」 陳淳

〔橫賦〕不當無法な税。

〔屢……屢…〕中國語の特性として、上下句に同じ副詞を用いると、兩者が呼應して同じ場合をさす（九四ページ上段注參照）。

〔石丈〕㉓條にみえる石洪慶か（同條注參照）。『語類』卷三十四・論語十六の陳淳の記錄にもみえる。「丈」は上の世代の人に用いる敬稱。

〔散榜〕「散」は數か所に掲示することを示す。

〔瀕海十一鋪〕「鋪」は專賣品乃至それに準ずる物資の賣捌店鋪をいう。したがって、これらの店鋪は官の許可制のもとに設けられる。

〔經界〕農民の納税・賦役を均衡ならしめる制度。農民に土地を測量申告させて土地臺帳をつくり、地味に應じて九等の税を課する。次條にみえる李椿年が實施したもので一時全國に普及したが、その後は部分的にしか行なわれなかったのを、朱子が漳州知事に就任するとともに、漳・泉・汀三州に復活しようとした。しかし、結局は豪民の反對に會うて挫折する。

〔解到〕護送する。

〔底裏〕うら、內情。ものごとの子細。名詞化した「端的」も同じ用法をもつ。

〔郡中歲計〕從來は郡の歲費分として使いこまれていたわけである。

〔名色〕名目・名義。

〔支破〕支は支出・使用の兩意に使われるらしい。「破」はうえの動詞の動作を徹底する意の語助。使いこむことをまた「侵破」という。

〔古者山澤之利與民共之〕『穀梁傳』莊公二十八年およ

び成公十八年に、「山林叢澤之利。所以與民共也」とみえる。

〔行迫無及〕「行」とは朱子が離任の出發期をいう。

(33)李椿年行經界。先從他家田土量起。今之輔弼。能有此心否。　人傑

校注：此條見刊本卷一三二・本朝六。

李椿年が經界法を實施したとき、まず自分の田地から測量しはじめた。いまの輔弼の臣に、この心がけがもてるかな。　萬人傑

〔李椿年〕經界法を最初に實施した人。江西省浮梁の出身、政和年間の進士。紹興十二年（一一四二）浙西路平江府（蘇州）でまず經界を實施し、他に及ぼすことを申請し、一時は全土に行なわれた。

〔量起〕測量しはじめる。「起」ははじめる意、まず最初に自分の田地からはじめたことを指す。

(34)某在臨漳。欲行經界。只圖得善熟者數人任之。大抵立事。須要人才。若人才難得。不成便休。須着做去。　人傑

わたしが臨漳（漳州）にいたころ、經界法を實施しようとして、數人のヴェテランを探し出して任せようとやっきになった。だいたい、ものごとを始める際には、ぜひとも人材が必要だ。たとえ人材がえがたくても、そのまま止めるというわけにゆくまい。あくまでやってゆくことだ。

萬人傑

〔不成〕まさか……というわけにゆくまい（既出）。

「休」は「それまでのことにする」意。

〔須着〕かならず……する。